

厚生労働省発開 0703 第4号

令和2年7月3日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 職業訓練の認定に係る基準の特例の新設

- 一 令和二年一月一日から同年五月三十日までの間に終了した認定職業訓練（この一及び第二において「特例認定職業訓練」という。）を行った者に係る申請職業訓練の認定基準については、当該特例認定職業訓練の就職率について、訓練終了日の翌日から起算して六月時点での就職率を用いることとする。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

## 第二 認定職業訓練実施付加奨励金の支給に係る特例の新設

- 一 特例認定職業訓練に関して認定職業訓練実施付加奨励金（この一及び二において「付加奨励金」という。）を支給する場合、当該特例認定職業訓練終了日の翌日から起算して六月時点での就職率をもとに付加奨励金を支給することとする。

- 二 職業訓練実施機関が希望する場合には、特例認定職業訓練終了日の翌日から起算して三月時点での就職率をもとに付加奨励金を支給することを可能とすることとする。なお、特例認定職業訓練終了日の翌日から起算して六月時点での就職率をもとに支給される額が特例認定職業訓練終了日の翌日から起

算して三月時点での就職率をもとに支給された額よりも高くなる場合には、その差額を改めて支給することとする。

### 第三 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 第二の事項は、この省令の施行の前日に申出があつた付加奨励金の支給についても適用すること。